

令和7年12月18日

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階
内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 御中

回答書

株式会社即決営業
代表取締役 森 裕也



拝啓

貴法人の令和7年11月13日付け「ご連絡」と題する書面（以下「本件連絡書」といいます。）について、以下のとおりご回答申し上げます。

貴法人からは、令和7年9月10日付け申入書（以下「本件申入書」といいます。）にて、当社の営業活動能力向上を目的とする商品の販売及び研修役務の提供契約（以下「本件契約」といいます。）に関して、特定商取引法及び消費者契約法に基づく差止めの申入れをいただいております。本件連絡書において、貴法人が、その申入れの前提とする具体的な契約書を特定いただいたものと存じます。

しかし、既にご連絡のとおり、当社では、本件契約に関する契約書類の改訂を随時行っておりますところ、本件連絡書に添付してご送付いただいた契約書は、現在、当社では使用しておりません。また、本件契約の勧誘に関して貴法人がご主張される点についても、同様に、変更が生じております。このように、貴法人の申入れについては、前提とする契約条項や事実関係が既に過去のものとなっているため、差止めの申入れの前提を欠いていると考えております。

その上で、当社では、現在において、本件契約に関する具体的な消費者被害等が発生しているという事実を確認できておらず、本件申入書にもそのような指摘はされていないかと存じます。貴法人として、現在当社が行っている取引について差止めのご主張をされるということであれば、まずは、本件契約に関し、現在、具体的にどのような消費者被害等が発生しているのか、根拠資料と共にご教示いただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具